

国立大学法人小樽商科大学会計職務の権限委譲に関する要項

(平成19年2月2日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学の会計事務における職務権限の委譲に関する事項を定め、業務の効率的な運営を図るとともに責任体制を確立することを目的とする。

(職務権限の委譲)

第2条 国立大学法人小樽商科大学予算決算及び出納事務取扱規則第2条第1項に規定する会計機関の事務を担当する者は、同条第3項の規定に基づき、会計処理の重要度に応じて別表第1に定める職員にその職務の一部を権限とともに委譲して処理させるものとする。ただし、委譲することによって会計機関としての責任を免れることはできない。

(職務代行の原則)

第3条 前条の規定により職務権限を有することとなる者が、事故その他の事由によりその権限を行使し得ない場合は、別に定めがある場合を除き、原則として当該直属の上位の職の者がその権限を行使するものとする。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人小樽商科大学会計機関の補助者に関する要項（平成16年8月10日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。